鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程

平成１６年 ４ 月 １ 日
規程第　　４８　　号
改正　平成１９年 ３ 月２３日規程第 ２７ 号
平成２０年 ３ 月１７日規程第 ２１ 号
平成２２年 ３ 月２４日規程第 ４４ 号
平成２４年 ３ 月１９日規程第 ２８ 号
平成２５年 ３ 月１３日規程第 ７ 号
平成２８年 ２ 月１０日規程第 ９ 号
平成２９年 ３ 月 ８ 日規程第 ５１ 号
平成３１年 ３ 月１３日規程第 ５９ 号
令和 元 年１１月２７日規程第１００号
令和 ４ 年 ３ 月 ９ 日規程第 ２４ 号
令和 ６ 年 ３ 月２７日規程第 １７ 号

（設置）

第１条　鳴門教育大学教授会規則（平成１６年規則第５号）第９条の規定に基づき，鳴門教育大学教授会に鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長が指名する特命補佐
(2) 心理臨床コースの各領域を担当する教員から各１人
(3) グローバル教育コースを担当する教員から１人
(4) 高度学校教育実践専攻の各コースを担当する教員から各１人
(5) 教務部入試課長
(6) その他研究科長が指名する者

２　委員会にオブザーバーを置き，学長が指名する副学長をもって充てる。

第３条　前条第１項第２号から第４号までに規定する委員の任期は，２年とし再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第６号に規定する委員の任期は，研究科長が別に定める。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，委員長は，第２条第１項第１号に規定する特命補佐のうち１人をもって充て，副委員長は，委員の互選によって定める。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

（審議事項）

第５条　委員会は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 入学者選抜試験の実施計画に関する事項
(2) 学生募集要項等の作成に関する事項
(3) 入学者選抜試験問題の作成及び管理に関する事項
(4) 試験場の設定，監督その他入学者選抜試験の実施に関する事項

(5) 入学者選抜試験の採点及び合格判定資料の作成に関する事項
(6) 内部質保証に関する事項
(7) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

（議事）

第６条　委員会は，委員の３分の２以上の者が出席しなければ，議事を開くことができない。

２　委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第８条　委員会に必要がある場合は，専門部会を置くことができる。

２　専門部会の設置，組織その他必要な事項は，別に定める。

（事務）

第９条　委員会の事務は，教務部入試課において処理する。

（細則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

１　この規程は，平成１６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日において，第２条第１項第２号から第６号までの規定により最初に選出された委員の任期は，第３条第１項の規定にかかわらず，研究科長が指名する委員については，平成１７年３月３１日までとし，他の委員については，平成１８年３月３１日までとする。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日において，第２条第１項第２号から第５号の規定に基づき選出された委員のうち，概ね半数の者の任期は，第３条第１項の規定にかかわらず１年とする。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成３１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
２　施行日の前日において，改正前の第２条第１項第２号から第５号までに規定にする委員の任期は，平成３１年３月３１日までとする。
３　施行日において，第２条第１項第２号から第７号までの規定に基づき選出された委員のうち，概ね半数の者の任期は，第３条第１項の規定にかかわらず１年とする。

附　則

この規程は，令和元年１１月２７日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。